米原市民報No.431
2014年6月29日　日本共産党米原市議団
清水隆徳TEL52-1969　藤田正雄TEL55-1128
太田幸代TEL54-2286

6月定例議会（最終日速報）

２度の委員会審査を否決

10対9。集団的自衛権意見書本会議で逆転可決

6月23日の議会最終日、議案の採決が行われました。委員会審査で意見が分かれた議案については4件（福祉医療改正条例、教育委員会発展の意見書、原発再稼働反対の意見書、集団的自衛権行使容認反対の意見書）で討論が行われました。特に集団的自衛権意見書については、総務教育常任委員会で継続審査となっており議論が集中しました。あと健康福祉常任委員会が提出した 手話言語法」制定の意見書とウイルス性肝炎患者の医療費助成の意見書は全会一致で可決されました。

常任委員会審査は継続審査

吉田議員（政策研究会マイバラ）が、中川雅史・堀江両議員（両名とも政策研究会マイバラ）の賛成で提出した **憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書**」は、総務教育常任委員会において **継続審査**」となり、そのことについて質疑・討論が行われました。

常任委員長に質疑・討論・採決

質疑については、提案者の吉田議員が常任委員長に継続審査となった経過、およびその後、最終日までに議論が出来なかった理由、またその最終期限について等を質しました。

その後討論が行われ、日本共産党米原市議団藤田議員より継続審査反対の討論（下記のとおり）が行われました。

また無会派の松崎議員が賛成討論を行いました。松崎議員の主な論旨は、このこれらの問題は国の専管事項の問題であり、地方議会の意見書はそぐわないこと。また国際情勢の変化に伴い、解釈改憲は当然だとの意見がだされました。

その後、採決に移り、10対9で継続審査については否決され、議案は総務教育常任委員会に差し戻しされました。

ただちに常任委員会開催

休憩時間中に総務教育常任委員会が開催され、最初の委員会で継続審査に賛成した委員からも現在、国民の多くが集団的自衛権に対する不安が強まっている。そういうことから本会議で継続審査に反対の意思を表明したとの発言がありました。再度、委員会採決が行われ意見書採択について賛否同数（3対3）となり、委員長が採決に加わり、否決とされました。

本会議再開・討論・採決

本会議が再開され、常任委員長が原案否決の報告ののち、本意見書の討論が行われ、日本共産党米原市議団の清水議員が原案賛成の立場から討論を行いました。原案反対の討論はなく、再度の賛否の結果、10対9で可決となり、意見書は関係機関に送付されました。

※松崎議員の討論は市民の命と暮らしに直結することについて地方議会が意見を言うのは法律で認められた、重要な議会役割であり、それを否定することはできません。国際情勢の変化を理由に解釈改憲が可能であれば、憲法が時の権力の暴走を縛るという立憲主義は否定されることになり、同意できません。

今回、マスコミ等で多くの国民が集団定自衛権に対して不安を抱えている中で、意見書採択となりました。しかし原発問題、教育問題等安倍内閣の暴走は続きます。共産党市議団が提出した意見書は否決されました。太田議員の一般質問、最終日の議事等については次号にて。

藤田議員の継続審査反対討論

継続審査」の決定について本会議で次の反対討論を行いました。

意見書第6号憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書につきまして常任委員会の審査は、先の委員長報告のとおり継続審査ですが今会期中の採決を求め、継続審査に反対する立場から討論します。

この間政府与党間で協議を行ってきましたが、国会会期中には協議は整いませんでした。しかし、この案件については、安倍首相の強い指示のもと政府与党は、7月6日の安倍首相の外遊までに閣議決定を強行するとしています。本当に今、意見書を提出しなくて、どうするのか。提出するなら今でしょうというのが私の気持ちです。

隣の岐阜県では、自民党県連が集団的自衛権の行使容認は 性急すぎる」として、県内42市町村議会議長に、慎重な議論を求める意見書採択を要請しているくらいです。

安倍首相から、集団的自衛権に対する、いろいろなケース出されていますが、元防衛庁官房長の柳沢さんは、 あまり雑で、ありえない想定」と言っています。また元外務省国際情報局長の孫崎さんは、今回の集団定自衛権は自衛隊がアメリカの傭兵になるものであり、政府が強調する尖閣問題は個別自衛権の問題であり、集団的自衛権は何ら関係ないとも言っています。

また、いろいろなケース想定の中でNGOの活動について国際ボランティアセンターの谷山さんは、武力を行使しないという中で信頼関係を作ってきた。日本が武力行使を行い、NGOが軍隊の警護を受けるようになれば、信頼関係は失われ、かえって危険になると言っています。

限定的や 後方支援に限る」などと言っていますが、自衛隊が戦闘地域に行けば、否応なく、戦争に巻き込まれ戦争は拡大します。過去の中国への侵略戦争でもそのことは十分証明されています。ごく最近のアフガン戦争では、アメリカの集団的自衛権で参戦したNATO諸国は後方支援と言いながら、1031人の兵士が亡くなりました。

今回、閣議決定が通れば、秋の臨時国会に関連の改正法案が目白押しとなってきます。戦争はしない、問題は話し合いで解決するというのは憲法の理念ですし、民主主義の原則です。その原則を決めた憲法の立憲主義を一内閣で解釈改憲を行い、法律体系を変えてしまう、このことは断じて許されません。

議員各位におかれましては、十分理解していただき、今会期での意見書採択に賛成していただきたくよろしくお願いします。